

本日のヒアリングについて

令和 7 年 12 月 2 日

総合通信基盤局 電気通信事業部

事業政策課

1. 価格転嫁・取引適正化対策 に関する取組状況

これまでの経緯

- **通信関係の業界団体に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」の遵守徹底を含む総務大臣名の要請文書を発出（令和7年3月10日）**
 - ・ 3月中に各団体から所属する全会員企業へ要請の周知と徹底を依頼
- **主要通信事業者4社※へは同日に総務副大臣から直接対面にて要請文書を手交し要請**
※NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの4社
- **中小企業庁による、価格交渉促進月間（2025年3月）のフォローアップ調査結果の公表（令和7年6月20日）**
 - ・ 通信業界について、価格交渉は従前よりも改善（30業界中24位）しているものの、価格転嫁率は後退（30業界中29位）
- **中小企業庁による、「発注者リスト」※の公表（令和7年8月5日）**
 - ※中小企業へのアンケート調査（30万社）において、10社以上の中小企業から「主要な取引先」として選択された発注側企業を掲載
 - ・ 掲載されたキャリア三社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）については、価格交渉及び価格転嫁に対する取組状況に改善が見られた
- **市場検証委員会「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」の策定（令和7年9月4日）**
 - ・ 電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行うことを記載

□ 「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」に基づき、関係団体に対し、市場検証委員会においてヒアリングを公開で実施し、「価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況」について、確認を行う。

● 価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況

（電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会）

- ① 会員企業の価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況
- ② 団体としての価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況
- ③ ①、②を踏まえた、今後の価格転嫁・取引適正化対策に関する取組

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
-	全体	6.75	7.18 ↑
1位	製薬	7.13	8.40 ↑↑↑
2位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67 ↑
2位	飲食サービス	6.45	7.67 ↑↑↑
4位	建設	7.15	7.65 ↑↑
5位	運輸・郵便(トラック運送除く)	6.75	7.54 ↑↑
6位	化学	7.41	7.52 ↑
7位	造船	7.51	7.46 ↓
8位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40 ↑
9位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39 ↑↑
10位	電機・情報通信機器	6.63	7.38 ↑↑
11位	卸売	7.17	7.36 ↑
12位	小売	6.38	7.27 ↑↑
13位	食品製造	6.72	7.19 ↑
14位	広告	7.50	7.13 ↓
15位	自動車・自動車部品	6.60	7.05 ↑
16位	農業・林業	6.41	7.01 ↑↑
17位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↑
18位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
18位	機械製造	6.67	6.86 ↑
20位	放送コンテンツ	5.32	6.84 ↑↑↑
21位	不動産・物品賃貸	6.56	6.60 ↑
22位	生活関連サービス	6.07	6.54 ↑
23位	金属	6.27	6.44 ↑
24位	通信	6.20	6.36 ↑
25位	建材・住宅設備	6.68	6.31 ↓
26位	印刷	5.90	6.30 ↑
27位	トラック運送	5.28	6.21 ↑↑
28位	繊維	6.89	6.19 ↓↓
29位	廃棄物処理	6.74	6.15 ↓↓
30位	石油製品・石炭製品製造	5.77	6.02 ↑
-	その他	-	-

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係

↑:0.1~0.4ポイント上昇、↑↑:0.5~0.9ポイント上昇、↑↑↑:1.0ポイント以上上昇

※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。

(例)家電メーカー(発注者)が、トラック運送業者(受注者)に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	-	10点
	申し入れがなかった	-	8点
行われなかった	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れがなかった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	-5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	-10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約6ポイント、広告は約7ポイント上昇。**

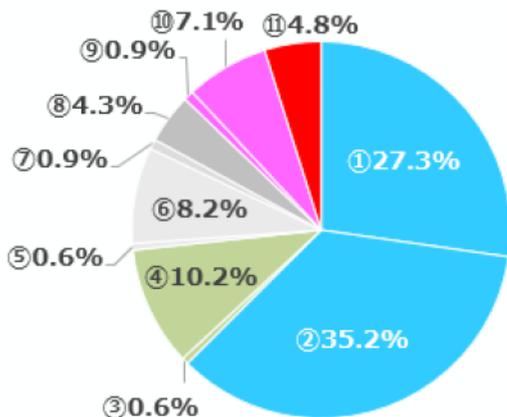
2025年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー費	労務費
①全体		↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)
②業種別	1位 化学	↑ 64.8% (61.9%)	↑ 69.3% (65.0%)	↑ 62.4% (57.9%)	↑↑ 61.3% (54.6%)
	2位 製薬	↑↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	↑ 56.6% (54.2%)	↑↑↑ 61.7% (46.5%)
	3位 食品製造	↑↑ 60.3% (55.3%)	↑ 62.7% (58.3%)	↑ 52.2% (47.6%)	↑ 51.7% (47.2%)
	4位 電機・情報通信機器	↑ 58.4% (54.8%)	↑ 62.8% (58.9%)	↑ 52.7% (49.6%)	↑ 53.3% (48.7%)
	5位 造船	↑ 57.6% (57.0%)	↓ 60.2% (62.1%)	↑ 57.9% (56.5%)	↓ 51.0% (53.2%)
	6位 飲食サービス	↓ 57.3% (59.0%)	↓ 58.4% (61.2%)	↓ 48.2% (49.0%)	↓ 46.1% (49.4%)
	7位 自動車・自動車部品	↑ 56.6% (51.9%)	↑ 63.7% (59.8%)	↑ 55.0% (51.8%)	↑ 53.4% (48.9%)
	8位 機械製造	↑ 56.2% (54.3%)	↑ 63.3% (60.7%)	↑ 52.2% (49.1%)	↑ 50.6% (47.4%)
	9位 卸売	↑ 54.4% (51.2%)	↑ 56.5% (51.7%)	↑ 48.1% (43.9%)	↑ 47.4% (42.9%)
	10位 情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)
	11位 電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)
	12位 建設	↑ 52.6% (50.3%)	↑ 53.7% (51.6%)	↑ 48.2% (46.0%)	↑ 50.4% (47.4%)
	13位 小売	↑ 52.5% (48.8%)	↑ 53.4% (49.2%)	↑↑ 46.8% (41.7%)	↑↑ 46.3% (40.5%)
	14位 鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)
	15位 運輸・郵便(トラック運送除く)	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)
	16位 紙・紙加工	↑ 51.4% (50.2%)	↑ 52.5% (49.9%)	↑ 46.8% (43.0%)	↑ 46.7% (42.7%)
	17位 金融・保険	↑↑↑ 51.1% (40.9%)	↑↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑↑ 47.7% (37.4%)
	18位 金属	↑ 50.9% (50.3%)	↑ 56.4% (55.4%)	↑ 47.5% (44.5%)	↑ 46.3% (42.6%)
	19位 生活関連サービス	↑ 50.2% (48.4%)	↑ 48.9% (48.2%)	↑ 44.5% (41.2%)	↑ 43.4% (42.7%)
	20位 不動産・物品賃貸	↑ 48.5% (48.1%)	↑ 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	↑ 47.0% (45.4%)
	21位 印刷	↓ 47.7% (48.5%)	↓ 48.9% (49.0%)	↑ 41.3% (41.1%)	↓ 39.6% (40.6%)
	22位 繊維	↓ 47.5% (49.0%)	↑ 49.1% (48.8%)	↓ 41.6% (45.3%)	↓ 41.7% (46.8%)
	23位 建材・住宅設備	↓ 46.6% (51.6%)	↓ 48.3% (51.6%)	↓ 41.3% (44.9%)	↓ 39.5% (42.8%)
	24位 石油製品・石炭製品製造	↓ 46.0% (47.6%)	↑ 55.6% (55.5%)	↓ 42.4% (42.9%)	↑ 41.2% (41.0%)
	25位 農業・林業	↑ 45.0% (41.2%)	↑ 44.6% (39.9%)	↑ 41.3% (37.3%)	↑ 38.9% (36.1%)
	26位 放送コンテンツ	↑ 43.2% (39.8%)	↑ 44.6% (40.4%)	↓ 36.0% (36.2%)	↑ 41.7% (36.8%)
	27位 廃棄物処理	↓↓↓ 39.3% (50.7%)	↓ 37.2% (43.1%)	↓↓↓ 34.4% (47.0%)	↓↓↓ 35.3% (48.7%)
	28位 広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑↑ 37.8% (26.4%)	↑ 36.3% (32.1%)
	29位 通信	↓ 37.7% (47.0%)	↓ 37.2% (44.7%)	↓ 34.1% (40.5%)	↓ 37.3% (45.7%)
	30位 トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% (26.9%)
-	その他	-	-	-	-

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑: 1~4ポイント 上昇、↑↑: 5~9ポイント 上昇、↑↑↑: 10ポイント以上 上昇

※ () 内は前回の転嫁率を示す。

通信

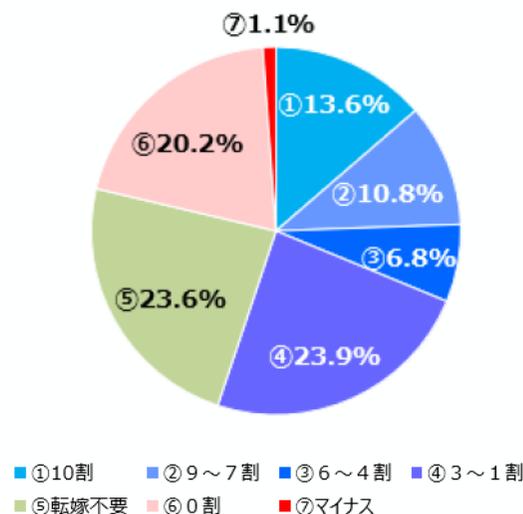
直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】

n = 352



転嫁率：**37.7%**

アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 昨今のコスト上昇を踏まえ、発注企業には原材料費や燃料費等を年に何回も上げてもらっている。
- 価格交渉について前向きな姿勢で取り組んでもらっていると感じている。
- ▲半年に一度の単価見直しがあるが、価格交渉の余地はない。また、単価設定の根拠の提示がない。
- ▲価格交渉を書面で幾度となく申し入れたが、全く回答がない。

(参考) 中小企業庁による、主な通信事業者の「発注者リスト」掲載状況

		2022年9月	2023年3月	2023年9月	2024年3月	2024年9月	2025年3月
NTTドコモ	価格交渉	イ	なし	なし	ウ	なし	ア
	価格転嫁	ウ			イ		イ
	支払条件 (※)	-			-		ア
KDDI	価格交渉	なし		ウ	なし	なし	イ
	価格転嫁			ウ			イ
	支払条件 (※)			-			ア
ソフトバンク	価格交渉	なし		ウ	イ	ウ	ア
	価格転嫁			ウ	ウ	ウ	
	支払条件 (※)			-	-	-	ア
NTTドコモ ビジネス	価格交渉	なし		なし	イ	なし	なし
	価格転嫁				イ		
	支払条件 (※)				-		

※ 2025年3月分から、項目が追加された。

(参考) 中小企業庁「発注者リスト」(令和7年8月5日)

- 今回公表する「発注者リスト」は、価格交渉促進月間(2025年3月)のフォローアップ調査において、10社以上の回答者(受注側中小企業)から、「主要な取引先」として挙げられた発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体について、
- ① 回答企業数(=リスト掲載企業・機関を「主要な取引先」として回答した受注側中小企業の数)
 - ② 受注側中小企業からの価格交渉の回答状況
 - ③ 受注側中小企業からの価格転嫁の回答状況
 - ④ 受注側中小企業からの支払条件の回答状況
- を整理し、リスト化したものである。
- ※ この「発注者リスト」に掲載されている発注者ごとの価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況は、今回のフォローアップ調査における受注側中小企業の回答状況を整理したものであり、各発注者が行っている全ての価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を網羅的に整理したものではない。
- ※ 支払条件の状況については、今回から調査を実施し、結果を公表するもの。回答状況は、発注側企業のみ掲載。
- このうち、「②価格交渉の回答状況」、「③価格転嫁の回答状況」、「④支払条件の回答状況」は、受注側中小企業からの回答を点数化(点数化の基準は別紙1参照)し、発注者ごとにその平均値(=(各受注側企業からの回答を点数化したものの総和) / (回答企業数))を算出した上で、平均値に従って、以下のア、イ、ウ、エの4区分に分類・整理したものである。

ア	平均値が7点以上
イ	平均値が7点未満、4点以上
ウ	平均値が4点未満、0点以上
エ	平均値が0点未満

○ 電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（令和7年9月4日）

4 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

(3) 法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

(略)

④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

上記①から③までのほか、電気通信事業法第27条の3（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月策定）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認を行う。

あわせて、電柱の自己利用と他者利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について確認を行う。

また、電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行う。

2. 電柱利用の円滑化 に関する取組状況

これまでの経緯

➤ 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」の公表（令和7年2月3日）

- 総務省において以下の対応を行うことが適当であるとされる。

- ① NTT東西の線路敷設基盤について、自己利用と他者利用との間で同等性が確保されていないと考えられる事例の実態（当該事例の有無や内容等）を検証すること
- ② その検証の結果、必要と認められる場合は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しを含めて、必要な措置を講ずること

➤ 令和6年度市場検証における、電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認

- 電柱保有者に対する電柱の保有状況、貸与状況、並びに「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月策定）で定められている電柱の貸与に関する取組の実施状況を確認

➤ 市場検証委員会「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」の策定（令和7年9月4日）

- 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月策定）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認し、あわせて電柱の自己利用と他者利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について確認を行うことを記載

□ 「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」に基づき、関係団体に対し、市場検証委員会においてヒアリングを公開で実施し、「電柱利用の円滑化に関する取組状況」について、確認を行う。

● 電柱利用の円滑化に関する取組状況

(日本ケーブルテレビ連盟)

- ① 電柱の円滑な利用におけるこれまでの課題
- ② 電柱利用の円滑化に向けた取組

- 電柱を保有する主要な電気通信事業者20社に対して、電柱の保有状況及び貸与状況を確認した。
- また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(令和5年12月改定。以下「競争指針」という。)及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(令和7年3月改定。以下「電柱管路ガイドライン」という。)で定められている電柱の貸与に関する以下の取組について、電柱保有者による実施状況を確認した。
 - ✓ 競争指針において望ましい行為とされている「電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等」、「電柱の貸与状況の公表」
 - ✓ 電柱管路ガイドライン第13条において実施することとされている「電柱の貸与申込手続の公表等」
- 確認の結果は以下のとおりである(詳細な確認結果は、年次レポート案第2編第3章第6節を参照)。
- 来年度以降も継続して、競争指針及び電柱管路ガイドラインに基づき講じられる措置の実施状況について確認を行う。また、電柱の自己利用と他社利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について把握し、必要な検証を行う。

項目	確認結果 (概要)
A 電柱の保有状況及び貸与状況	<ul style="list-style-type: none">• 令和6年3月末時点の電柱の保有状況(保有本数、貸与本数)について、回答のあった20社のうち、電柱の保有本数及び貸与本数を集計していた18社の電柱の保有本数は約2,433万本(NTT東西:約1,181万本)であり、そのうち自己の関係事業者向けに約86万本(NTT東西:約45万本)、その他事業者向けに約1,928万本(NTT東西:約758万本)の約2,014万本(NTT東西:約803万本)が貸与されていた。• 令和5年度の電柱の貸与状況(申請受付件数、提供可能とした件数、提供不可とした件数、提供検討中の件数)について、回答のあった20社の電柱の調査申請件数は自己の関係事業者向けに約900件(NTT東西:約300件)、その他事業者向けに約24万件(NTT東西:約13万件)の約24万件(NTT東西:約13万件)であり、そのうち提供可能とした件数は自己の関係事業者向けに約800件(NTT東西:約200件)、その他事業者向けに約23万件(NTT東西:約12万件)の約23万件(NTT東西:約12万件)であった。

項目	確認結果 (概要)
B 電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	<ul style="list-style-type: none"> • 電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との間における、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報遮断措置の取組状況について、回答のあった20社のうち、NTT東西含む14社は情報遮断措置を実施していた。 • NTT東西において実施している具体的な情報遮断措置は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 設備部門とその他部門・自己の関係事業者との間においては、貸与手続等に関するシステムや電柱の保守・運用に関するシステムの利用権限は、設備部門において当該業務に従事している者のみに限定することで、情報遮断措置を講じている。 ✓ 権限の付与状況についても定期的に棚卸を実施することで、適切に運用・管理を行っている。 ✓ 設備部門以外との兼務の禁止や居室の分離等、電気通信事業法に定められた措置を徹底している。 • NTT東西によれば、利用部門が電柱の利用を希望する場合の社内手続について、利用部門は設備部門が設置するケーブルを使用しており、電柱単体で利用を申請するケースはなく、利用部門が電柱が利用可能になる時期について、情報を取得することはないとのことであった。また設備部門が設置するケーブルの利用にあたっては、他の接続事業者と同様の手続を踏んでいるとのことであった。
C 電柱の貸与申込手続の公表等	<ul style="list-style-type: none"> • 電柱管路ガイドライン第13条で実施することとされている、貸与申込手続等に関する標準実施要領の公表の有無について、回答のあった20社のうち、NTT東西を含む9社は貸与申込手続等に関する標準実施要領をインターネット上のホームページに掲載する形で公表していた。
D 電柱の貸与状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> • 競争指針において望ましいとされている、自己の関係事業者とそれ以外に区分した上での、電柱の貸与状況(申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由)の定期的な取りまとめ・公表の有無について、回答のあった20社のうち、5社は電柱の貸与状況を公表していたが、NTT東西含む15社は公表していなかった。

○ 電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針（令和7年9月4日）

4 電気通信事業法又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況の調査

(3) 法令・ガイドライン等の遵守状況等の確認

(略)

④その他の法令・ガイドライン等に基づき講じられる措置の実施状況等の確認

上記①から③までのほか、電気通信事業法第27条の3（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月策定）及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成13年4月策定）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について確認を行う。

あわせて、電柱の自己利用と他者利用との間で、電気通信役務の提供に関して同等性が確保されていない事例の有無やその内容等について確認を行う。

また、電気通信事業者におけるサプライヤーとの取引に関し、物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況等について確認を行う。